

# パートナーシップ宣誓をした方の 公正証書作成費を補助します

## 公正証書を作成すると・・・

「任意後見契約公正証書」と「合意契約公正証書」を作成すると、パートナーと住宅ローンのペアローンを申し込んだり、生命保険の受取人にパートナーを指定するなど、民間サービスを利用できる場合があります。（※1）



### 補助の対象者

次のすべての条件を満たす方（※2、※3）

- ①二人とも本市に住民登録があり、本市に居住していること。
- ②パートナーと戸籍上の性別が同じであること。
- ③補助金申請時点で有効なパートナーシップ宣誓書受領証を持っていること。  
※茨木市以外のものでも可。
- ④令和4年7月1日以降に「任意後見契約公正証書」と「合意契約公正証書」（裏面参照）を作成し、その経費を負担していること。  
※任意後見契約公正証書は登記もしていること。

### 補助額

**50,000円**まで【特例（裏面参照）の場合は**13,000円**まで】

### 必要書類

- ①補助金交付申請書
- ②住民票の写し
- ③パートナーシップ宣誓書受領証
- ④公証役場から発行された領収書
- ⑤任意後見契約公正証書及び合意契約公正証書

### 申請方法

公正証書を作成した日から3か月以内に、必要書類①～⑤を人権・男女共生課へ提出

※1 パートナーとの申込み・利用が可能かどうかは、会社やサービス内容によって異なります。  
また、公正証書がなくても手続きができる場合もありますので、必ず事前にお調べください。

※2 市税の滞納がある方及び課税・納税状況の照会に同意できない方はこの補助金を受けられません。  
※3 同一のパートナーシップ関係に対して補助を受けられるのは、1回のみです。

## 茨木市パートナーシップ宣誓制度活用補助金

### 問合せ

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課（窓口10-②）

電話 072-620-1640（直通）／メール [jinken@city.ibaraki.lg.jp](mailto:jinken@city.ibaraki.lg.jp)

## 任意後見契約公正証書についての注意事項

二人が相互に相手方を任意後見の受任者とする任意後見契約公正証書を作成し、登記していることが必要です。

契約① Aさん（委任者）→ Bさん（受任者）  
契約② Bさん（委任者）→ Aさん（受任者）

両方必要

## 合意契約公正証書についての注意事項

この補助金の対象となる合意契約公正証書には、次の事項が明記されている必要があります。

### 《必須事項》

- 双方が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
- 双方が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

#### 【記載文例】

第〇条 甲及び乙は、愛情と信頼に基づく真摯な関係にあることを確認する。

第〇条 甲及び乙は、同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその生活に必要な費用を分担する義務を負うものとする。

このほか、二人で合意した事項を記載することは自由ですので、よく話し合って内容を検討してください。

## 公正証書作成の特例について

二人又はどちらかが次の①～④のいずれかに該当するときは、上記の《必須事項》とあわせて、①～④のいずれかの事由とア及びイの事項を合意契約公正証書に明記してください。その場合、この補助金の申請にあたって、任意後見契約公正証書は必要ありません。

#### 【いずれかに該当】

- ① 相手方以外の者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれに合意しているとき。
- ② 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第3条に規定する性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき。
- ③ 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。
- ④ そのほか、市長が合理的な理由があると認めるとき。



#### 【合意契約公正証書に明記する事項】

上記①～④のいずれかの事由と次のア及びイを明記してください。

ア 一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すること。

イ 二者の間で必要が生じたときは、速やかに任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

#### 【記載文例】

第〇条 甲及び乙は、生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難である事由があるところ、甲乙いずれか一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、他方は一方の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、一方の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況を配慮すること及び甲乙で必要が生じたときは速やかに、任意後見契約に係る公正証書を作成することに合意した。